

東京都

LP ガス事故防止に関する安全機器普及促進事業

補助金申請の手引き

令和6年度版

令和6年3月

株式会社エフ・ユー

(東京都 LP ガス事故防止に関する安全機器普及促進事業受託者)

(お問い合わせ先・申請書類提出先)

株式会社エフ・ユー

東京都補助事業担当

〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町 13-2 兜町偕成ビル本館 7 階

T E L : 03-6231-0575

受付時間：月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く。）

9時00分～12時00分、13時00分～17時00分

補助金を申請される皆様へ

本補助金交付事業につきましては、東京都（以下「都」といいます。）の予算を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められています。よって、補助金に係わる不正行為に対しては厳正に対処いたします。

そこで、本補助金に申請をされる方、申請後補助金を受給される方におかれましては、以下の点について、十分にご認識された上で、申請・受給されますよう、お願いいたします。

- 1 LP ガス事故防止に関する安全機器普及促進事業（以下「本事業」といいます。）については、東京都 LP ガス事故防止に関する安全機器普及促進事業実施要綱（令和5年3月29日付4環改保第1115号環境局長決定。以下「実施要綱」といいます。）、東京都 LP ガス事故防止に関する安全機器普及促進事業補助金交付要綱（令和5年4月5日付4環改保第1169号環境局長決定。以下「交付要綱」といいます。）及び東京都 LP ガス事故防止に関する安全機器普及促進事業業務方法書（以下「方法書」といいます。）に基づき実施いたします。
- 2 本補助金の申請者が都に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。
- 3 補助対象経費については、交付決定前に、発注、契約等を行っていた場合は、補助金を交付することはできません。
- 4 上記の事項に違反した場合は、都からの補助金の交付決定及びその他の決定を取り消します。また、都からの補助金が既に交付されている場合は、その金額に加算金（年10.95%の利率）を加えてお返しいただくこととなります。

【目次】

第1章 事業概要	1
1 目的	1
2 申請手続きの流れ	2
第2章 補助内容	4
1 補助対象機器（実施要綱第3 1）	4
（1）補助対象機器	4
（2）1m以上の浸水のおそれのある地域	4
（3）未使用品	4
（4）設置の期限	4
2 補助対象事業者（実施要綱第3 2）	5
（1）小規模事業者等	5
（2）暴力団の排除	5
（3）その他	5
3 補助対象経費（実施要綱第3 3）	7
（1）補助対象となる経費	7
（2）補助対象とならない経費	8
（3）利益排除	8
4 補助金の交付額（実施要綱第3 4）	10
第3章 申請手続き	11
1 申請期間とお問い合わせ先	11
2 申請書類	12
3 補助金の交付決定・通知	14
（1）交付決定通知（交付要綱第5条）	14
4 補助事業の開始から完了まで	14
（1）申請の撤回（交付要綱第6条）	14
（2）調査等（交付要綱第7条）	14
（3）補助事業の承継（交付要綱第8条）	14
（4）補助事業の計画変更に伴う申請（交付要綱第9条）	14
（5）事業者情報の変更に伴う届出（交付要綱第11条）	15
（6）事故報告（交付要綱第12条）	15
（7）補助事業の中止・廃止（交付要綱第9条）	15

5	実績報告・補助金の交付	16
	(1) 実績の報告（交付要綱第 13 条）	16
	(2) 補助金額の確定（交付要綱第 14 条）	16
	(3) 補助金の交付及び請求（交付要綱第 15 条）	16
	(4) 交付決定の取消し等（交付要綱第 16 条）	16
6	財産処分の制限等	18
	(1) 財産処分の制限（交付要綱第 17 条）	18
	(2) 補助事業完了後の所有者の変更（交付要綱第 18 条）	18
	(3) 帳簿の保存（交付要綱第 19 条）	19
7	様式一覧表	20

第4章 提出書類一覧表 21

1	補助金交付申請時の提出書類	21
2	補助事業完了時の提出書類	22
3	交付請求時の提出書類	22

第5章 様式記入例 23

第1章 事業概要

1 目的

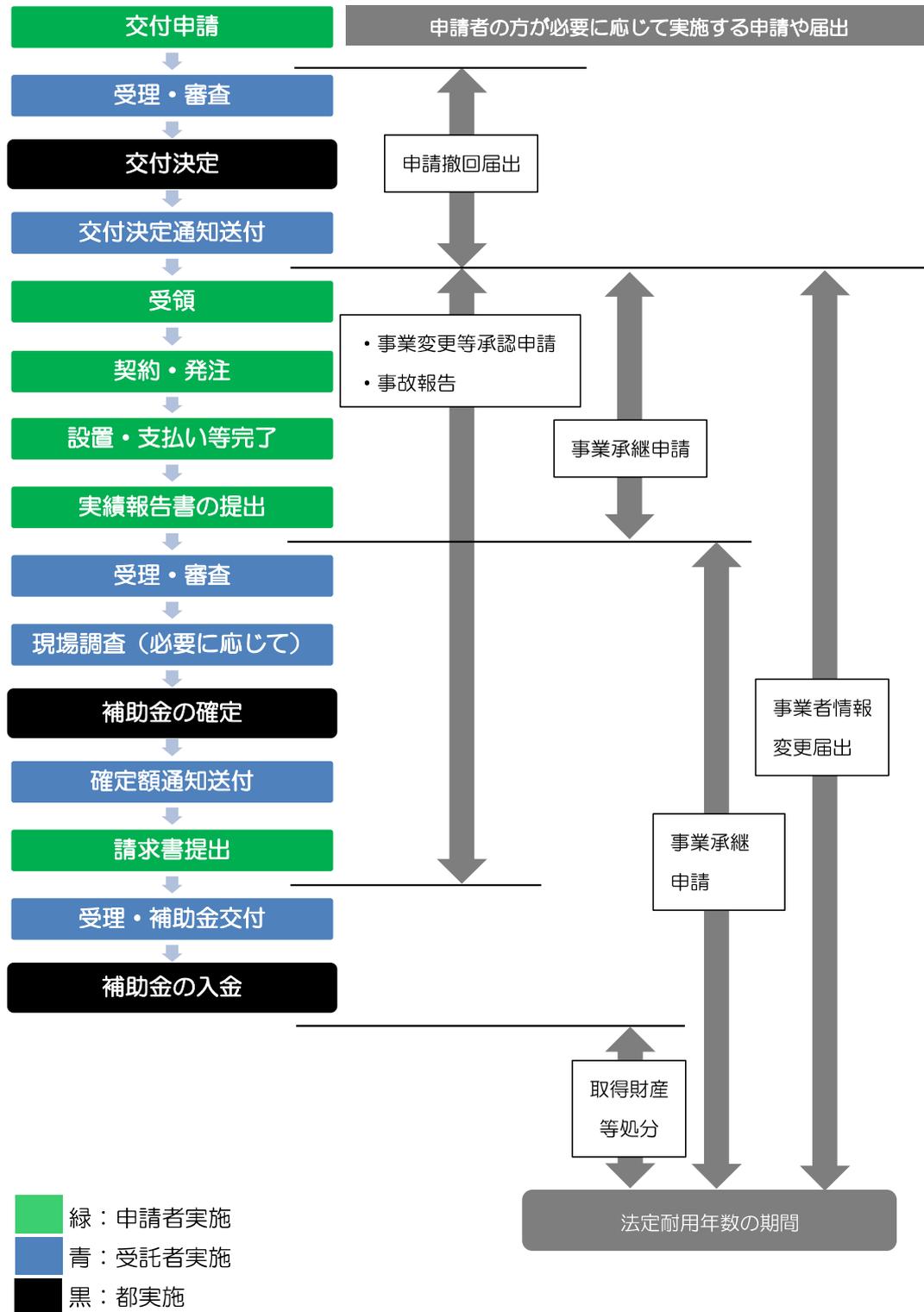
近年、豪雨や台風で多数のLPガスボンベの流出事故が発生しており、ボンベの安全管理に万全を期す必要があります。

国は、都道府県に対して自然災害対策を求めるとともに、規則等を改正し、令和6年6月1日までに浸水のおそれがある地域において流出防止措置を実施することを義務付けることとしました。

本事業は、LPガス事故防止に関する安全機器^{注)}の普及促進を図るため、液化石油ガス販売事業者に対し、都内の一般消費者等に同機器の導入に要する経費の一部を補助するものです。

注) 本事業における「安全機器」とは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について（令和3年6月18日20210531保局第5号）9.（2）③(i)、又は(ii)に規定する機器等をいいます。

2 申請手続きの流れ



申請受付期間

	集中受付 ^{注1)}	随時受付 ^{注2)}
令和6年度	令和6年4月1日(月)から 令和6年4月30日(火)まで	申請状況によっては、実施しません。

注1) 集中受付では、申請から交付決定までにはおおむね2週間程度を要します。

注2) 随時受付では、さらに時間を要する場合があります。

審査内容や申請件数、その他の事情により前後する場合がありますので、予めご了承ください。

実績報告書の提出期限

	最終期限
令和6年度	令和6年6月28日(金)

第2章 補助内容

1 補助対象機器（実施要綱第3 1）

（1）補助対象機器

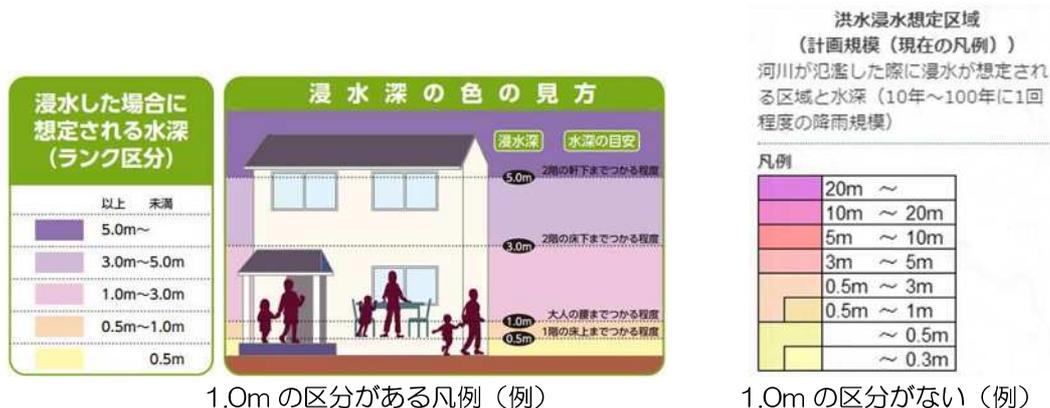
補助対象機器は、次に掲げる新品のLPガス事故防止に関する安全機器です。

区分	細区分	備考
ベルト、鉄鎖等	ベルト	KHKS0738同等品以上 ※容器下から 1/4 の位置に追加するものを原則としますが、より安全性が向上する場合は補助の対象とします。詳しくは Q&A を参照してください。
	鉄鎖	
	固定金具	
容器収納庫	容器収納庫	日団協 技術指針 G他-002-2021 同等品以上 ※コンクリートブロックにより施工する貯蔵施設様のものは補助の対象とはなりません。

（2）1m以上の浸水のおそれのある地域

洪水浸水想定区域図（想定最大規模）で、水深がおおむね1m以上の地域をいいます。各区市町村のハザードマップや国土交通省「ハザードマップポータルサイト」、「川の防災情報」を利用して、確認してください。

地域によって、ハザードマップに示される水深区分が異なります。1m以上の区分が不明確な場合は、安全側を見て0.5m以上の水深を1m以上とみなします。



（3）未使用品

補助対象機器は、新品のLPガス事故防止に関する安全機器です。中古品は補助の対象とはなりません。

（4）設置の期限

令和6年6月1日までに設置工事を完了してください。

2 補助対象事業者（実施要綱第3 2）

本補助金の交付対象となる事業者（以下「補助対象事業者」といいます。）は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「法」といいます。）第6条に規定する液化石油ガス販売事業者であって、本補助金の交付対象となる補助対象機器を導入する方です。

（1）小規模事業者等

本事業においては、次に掲げる者を「小規模事業者等」といいます。

項目	説明
ア	中小企業者であって、かつ、資本金が1,000万円以下の会社
イ	個人事業主

ただし、次に掲げる要件に該当する者を除きます。

- ア 一の大企業又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を所有していること。
- イ 複数の大企業又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を所有していること。
- ウ 一の大企業の役員又は職員が、当該中小企業者の役員の総数の2分の1以上を兼務していること。

注1） 中小企業者の定義については、次ページを参照してください。

注2） 中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合は、大企業に含まれません。

注3） 個人事業主の場合、管轄の税務署に所得税法第229条に基づく開業届を提出している必要があります。

（2）暴力団の排除

次に掲げる項目に該当する個人又は団体は、補助対象事業者となりません。

- ア 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」といいます。）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- ウ 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がある者

（3）その他

次に掲げる項目に該当する事業者は、補助対象事業者となりません。

- ア 法令に基づく必要な許可の取得又は、届出がなされていない者
- イ 税金の滞納がある者、刑事上の処分を受けた者、都から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられた者、その他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められない者であること。

【本事業における中小企業者の定義】

本事業における中小企業者とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者
- 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項に規定する中小企業団体
- 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する中小企業等協同組合

また、中小企業基本法による中小企業者の定義については、下表の通りです。

中小企業基本法による中小企業者の定義

業 種	資本金	常時使用する従業員
①製造業、建設業、運輸業、その他 (以下の②～④を除く。)	3億円以下又は 300 人以下	
②卸売業	1億円以下又は 100 人以下	
③サービス業	5千万円以下又は 100 人以下	
④小売業	5千万円以下又は 50 人以下	

※日本標準産業分類に基づきます。

※複数の業種がある場合は、「売上高」が大きい方を主たる業種とします。売上高が同じ場合には、「各事業の従業員数」から判断します。ただし、「製造小売」は「小売業」に該当します。

※「常時使用する従業員」とは、事業主（事業主の三親等以内の親族であって事業主と生計を一にしている者を含む。）及び法人の役員は含まれず、また、臨時の従業員も含まれません。労働基準法第 21 条において「解雇の予告を必要としない者」として規定している者以外の従業員を「常時使用する従業員」として取り扱うものとします。

3 補助対象経費（実施要綱第3 3）

（1）補助対象となる経費

補助対象事業を行うために必要となる次の経費を対象とします。補助対象事業を行うために必要かつ不可欠であることの証明は補助事業者の負担とします。証明できなかったことによる不利益について、都は一切の責任を負いません。

ア ベルト・鉄鎖等における補助対象経費

項目	内訳	具体例
① 設備費	機器の購入に要する費用 ※メーカー希望小売価格があるもの場合は、これを超える額については補助対象としません。	○容器ベルト ○保安ベルト ○ボンベベルト ○セーフティーベルト ○容器転倒防止用ベルト ○鎖・チェーン・バンド ○固定金具・フック※ ※カエシがあるものに限りです。
② 設置工事費	購入物の運搬・取付に要する費用	○運搬費＝ 製品工場・代理店倉庫等から販売店・設置先までの送料等 ○取付費＝ 設置先敷地内の移動、指定場所への取付等

イ 容器収納庫における補助対象経費

項目	内訳	具体例
① 設備費	機器の購入に要する費用 ※メーカー希望小売価格があるもの場合は、これを超える額については補助対象としません。	○容器収納庫 ○容器保管庫 ○ボンベ収納庫 ○プロパン庫
② 設置工事費	工事に係る材料費、労務費、直接経費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費	○輸送費（送料）＝ 製品工場・代理店倉庫等から販売店・設置先までの送料等 ○搬入費（運搬・搬入・据付）＝ 敷地内の移動、指定場所への据付・調整等 ※原則として、容器収納庫の固定（アンカー）工事のみを対象とし、新たにコンクリート打設する工事は認めません。

ただし、コンクリートブロックにより施工する貯蔵施設様のものは補助の対象外です。
また、供給設備の撤去・増設、施工に伴う外壁のリフォーム、基礎の打ち直し等の工事に要する費用も補助対象としません。

(2) 補助対象とならない経費

次の経費は補助の対象外です。

- ア 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に相当する額
- イ 公的な資金の用途として、社会通念上不適切と認められる経費
- ウ 過剰であるとみなされるもの、予備若しくは将来用のもの又は本事業以外においても使用することを目的としたものに要する経費
- エ 中古の機器の導入に係る経費
- オ 都が交付決定を行った日以前に契約締結したものに係る経費

(3) 利益排除

補助事業において、補助対象経費の中に補助対象者の自社製品の調達分又は補助対象事業者に関係する者からの調達分（工事を含む。）が含まれる場合は、利益等を減じた経費を補助対象経費とするものとし、以下の方法により補助対象経費を算出します。

利益等排除の対象となる場合

- ① 自社からの調達の場合
- ② 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合
- ③ ②を除く関係会社（補助対象者との持株比率が20%以上100%未満）からの調達の場合

【①及び②に該当する場合】

調達品の原価（製造原価又は工事原価）をもって補助対象経費とします。

→ **補助対象経費 = 原価（製造原価又は工事原価）**

〔原価と証明できない場合〕

①の場合は、自社の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する総利益の割合（売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって、市場流通価格から利益相当額の排除を行います。

②の場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における「売上総利益率」をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

→ **補助対象経費 = 市場流通価格又は取引価格 ×
（1 - 自社又は調達先の売上総利益率）**

【③に該当する場合】

調達品の原価（製造原価又は工事原価）と調達品に対する経費等（販売費及び一般管理費）の合計を補助対象経費とします。

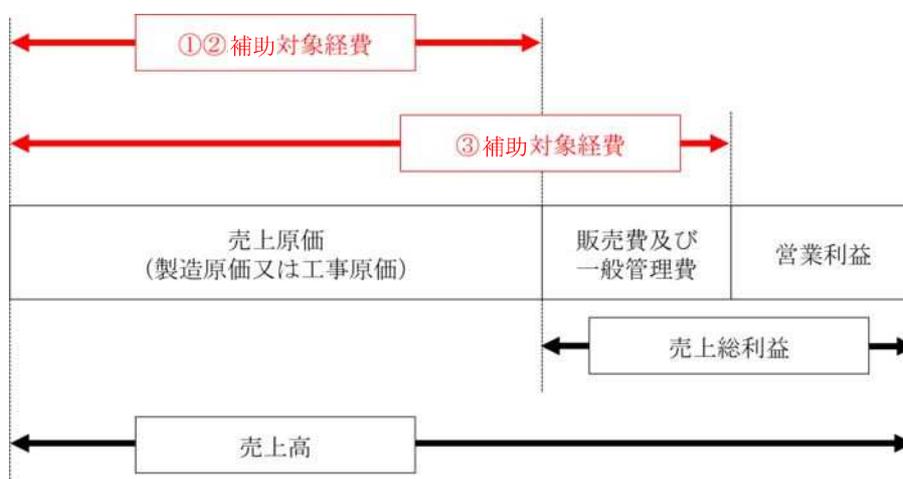
→ 補助対象経費 = 原価（製造原価又は工事原価）＋
経費等（販売費及び一般管理費）

〔原価及び経費等を証明できない場合〕

調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって、取引価格から利益相当額の排除を行います。

→ 補助対象経費 = 取引価格 × (1 - 調達先の営業利益率)

補助対象経費のイメージ図



※上記内容の判定にあたっては、根拠となる決算報告書等の書類を提出していただきます。

書類の提示がない場合は、利益等排除部分以外も補助対象外となる場合がありますので、ご注意ください。

4 補助金の交付額（実施要綱第3 4）

本補助金の交付額（以下「補助金額」といいます。）は、次のとおりです。なお、補助金額に一元未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

液化石油ガス販売事業者のうち小規模事業者等である者	補助対象経費に、 $\frac{2}{3}$ を乗じて得た額の合計額
液化石油ガス販売事業者（小規模事業者等を除く。）	補助対象経費に、 $\frac{1}{2}$ を乗じて得た額の合計額

ただし、補助対象経費に国その他の団体からの補助金や補助等の経費の支援を受ける場合は、本補助金の交付額から当該補助金等の額を控除した額とします。

第3章 申請手続き

1 申請期間とお問い合わせ先

申請受付期間

	集中受付 ^{注1)}	随時受付 ^{注2)}
令和6年度	令和6年4月1日（月）から 令和6年4月30日（火）まで	申請状況によっては、実施しません。

注1) 集中受付では、申請から交付決定までにはおおむね2週間程度を要します。

注2) 随時受付では、さらに時間を要する場合があります。

審査内容や申請件数、その他の事情により前後する場合がありますので、予めご了承ください。

<お問い合わせ先>

株式会社エフ・ユー 東京都補助事業担当

TEL：03-6231-0575

受付時間：月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く。）

9時00分～12時00分、13時00分～17時00分

- (1) 受付期間を過ぎた後に到着した書類は、受理できませんのでご注意ください。
- (2) 交付申請手続きについては、十分に時間の余裕をお持ちいただくようお願いいたします。
- (3) 上記期間に提出された交付申請書は、原則として、先着順に受理し、審査を行います。
- (4) 受理した申請の交付額の合計が、都の予算額の範囲を超えた日（以下「予算額超過日」といいます。）をもって申請の受理を停止します。
- (5) 予算額超過日に複数の申請があった場合は、都は当該複数の申請について抽選を行い、受理した申請に係る本補助金の交付申請額の合計が都の予算額を超えない範囲で、受理するものを決定します。
- (6) 申請書類等は情報公開の対象となります。予めご承知おきください。

2 申請書類

申請書類は、郵送及び電子データにより提出してください。申請書類の様式は、都のホームページからダウンロードしてください。



ダウンロード元

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/safety/gas/lpgas/notification.html>

- ア 提出された申請書類については、原則、返却いたしませんので、補助対象事業者用として手元に控えを1部ご用意ください。
- イ 申請書・添付書類は、A4サイズ（A3折りたたみ可、袋とじ不可）で片面印刷、又はコピーしてください。
- ウ 第1号様式別紙はエクセル電子データもあわせて提出してください（電子メール又はCD-R等のメディアによる提出）。
- エ 申請書類は、下記書類提出先へ郵送してください。

〒103-0026

東京都中央区日本橋兜町 13-2 兜町偕成ビル本館 7階

株式会社エフ・ユー 東京都補助事業担当

「LPガス事故防止に関する安全機器普及促進事業・補助金書類在中」

※ 郵送の際は、上記を参考にして、必ず封筒の表面に「LPガス事故防止に関する安全機器普及促進事業・補助金書類在中」と赤文字で記入してください（宛先として破線部の切り取り添付を推奨します）。

※ 原則として、申請書類の到着に関するお問い合わせに、個別に回答することは出来かねます。到着の確認を希望される場合は、到着まで追跡可能な方法で郵送していただき、ご自身で申請書類の到着の確認をお願いいたします。

<注意事項>

- (1) 申請にあたり、必要事項が適切に記載されていない、又は添付書類に漏れがある場合は、不交付決定になることがあります。
- (2) 必要に応じ、適宜、補足説明資料を添付することは可能です。
- (3) 申請書類に不備がある場合、補助対象事業者に修正を求めた日の翌日から起算して 14 日以内に交付申請者が当該不備の修正を行わないときは、その申請は撤回したものとみなします。

※見積書（写し）について

- 見積を行った事業者の印を要します。
- 供給先 1 件ずつの記載ではなく、まとめて「〇件」のように記載してください。
(p.23 以降の記入例も参照してください。)
- ただし、「一式」の表記は不可とします。経費の区分ごとの記載としてください。
- 補助対象事業の実施に直接関係のない経費は含めないでください。
- また、値引きは行わないでください。

3 補助金の交付決定・通知

(1) 交付決定通知（交付要綱第5条）

都は、申請された事業について、書類審査及び必要に応じて行う現地調査等に基づき、都の予算額の範囲内で交付又は不交付の決定を行います。

審査の結果、交付決定された事業については、要綱の規定に基づき、「補助金交付決定通知書（第2号様式）」を送付します。また不交付となった事業については、「補助金不交付決定通知書（第3号様式）」を送付します。

4 補助事業の開始から完了まで

(1) 申請の撤回（交付要綱第6条）

補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対し、異議がある等、やむを得ない事由がある場合は、補助金交付決定の通知を受領した日から14日以内に「補助金交付申請撤回届出書（第4号様式）」を提出することで、補助金の交付申請を撤回することができます。

また、「補助金交付決定通知書（第3号様式）」を受領する前に交付申請を取り下げられる場合にも「補助金交付申請撤回届出書（第4号様式）」を提出し、補助金の交付申請を取り下げてください。

(2) 調査等（交付要綱第7条）

都は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業に関し報告を求め、補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができます。

補助事業者は、前項の規定による報告の徴収、事業所等への立入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければなりません。

(3) 補助事業の承継（交付要綱第8条）

補助事業者の地位の承継（譲渡、相続、法人の合併又は分割等に限りません。）が行われた場合、補助事業者の地位を承継した者（以下「承継人」といいます。）が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、承継人は、補助事業承継承認申請書（第5号様式）を提出してください。

都は、承継人が当該補助事業を継続して実施することの承認又は不承認を決定し、補助事業承継（承認・不承認）通知書（第6号様式）により通知します。

(4) 補助事業の計画変更に伴う申請（交付要綱第9条）

ア 補助事業者は、いずれかに該当する場合は、あらかじめ「補助事業変更承認申請書（第7号様式）」を提出してください。ただし、軽微な変更については、この限りではありません。

- ① 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- ② 補助事業の内容を変更しようとするとき。

軽微な変更の例

- ベルト・鉄鎖、容器収納庫等の単価の軽微な変更
- 労務単価の軽微な変更
- 設置件数の減少

イ 都は、変更が妥当であると認めるときは、「補助事業変更承認通知書（第8号様式）」又は「補助金変更交付決定通知書（第9号様式）」により通知します。また、都は補助事業の変更の承認に当たり、必要に応じて条件を付することができるものとしします。

(5) 事業者情報の変更に伴う届出（交付要綱第11条）

補助事業者は、次の情報を変更した場合は速やかに「事業者情報の変更届出書（第10号様式）」を提出してください。

- ① 個人事業主…氏名、住所等
- ② 法人等………名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地等

(6) 事故報告（交付要綱第12条）

補助事業者は、補助対象機器の設置が令和6年6月1日までに完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかにその理由その他必要な事項を事故報告書（別記第11号様式）により報告しなければなりません。

都は、事故報告を受けたときは、その理由を調査し、速やかに補助事業者にその処理について適切な指示します。

また、都は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況に関し報告を求め、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反していると認めるときは、当該補助事業を遂行すべきことを命じ、更にこの命令に違反したときは、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることができるものとしします。

(7) 補助事業の中止・廃止（交付要綱第9条）

ア 補助事業者は、やむを得ない理由により補助事業を中止又は廃止※しようとするときは、速やかに「補助事業廃止申請書（第7号様式）」を提出してください。

- ※ 中止… 一時的に補助事業を中断することをいいます。
- 廃止… 補助事業自体をとりやめることをいいます。

イ 都は、申請の内容を審査し、妥当であると認めるときは、「補助事業廃止承認通知書（第8号様式）」により通知します。また都は、補助事業廃止の承認に当たり、必要に応じ条件を付することができるものとしします。

5 実績報告・補助金の交付

(1) 実績の報告（交付要綱第 13 条）

ア 書類の提出手続き

補助事業者は、設置工事が完了した場合、速やかに「実績報告書（第 12 号様式）」及び「第 4 章 提出書類一覧表 2 補助事業完了時の提出書類」に掲げる書類（第 12 号様式別紙はエクセル電子データも含む。）を提出してください。

ただし、天災地変その他補助事業者の責に帰することができない理由として都が認める場合にあっては、都が認める期間までに行うものとします。

- **提出期限** ⇒ **設置工事が完了した日から起算して 30 日以内に提出してください。**
- **最終期限** ⇒ **令和 6 年度：令和 6 年 6 月 28 日（金） 17 時まで（必着）**

※事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかに報告してください。

(2) 補助金額の確定（交付要綱第 14 条）

ア 都は、実績の報告を受けた場合には、その内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業が交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めたとときは、本補助金の額を確定し、当該補助事業者に対して「補助金確定通知書（第 13 号様式）」により通知するものとします。

(3) 補助金の交付及び請求（交付要綱第 15 条）

本補助金の額の確定通知を受けたときは、速やかに「補助金交付請求書（第 14 号様式）」及び「3 交付請求時の提出書類」に掲げる書類を提出してください。

(4) 交付決定の取消し等（交付要綱第 16 条）

ア 都は、補助事業者が次の一から七のいずれかに該当する場合、交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- 一 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- 二 補助金を他の用途に使用したとき。
- 三 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- 四 予定の期間内に補助事業に着手せず、又は完了しないとき。
- 五 液化石油ガス販売事業者でなくなったとき。
- 六 暴力団又は暴力団員等に該当するに至ったとき（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員が暴力団員等に該当するに至ったときを含む。）
- 七 その他補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件、その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。

- イ 交付決定の取り消し事由は、本補助金の額の確定後においても適用するものとします。
- ウ 都は取消しをした場合、当該補助事業者に対し、「補助金交付決定取消通知書（第15号様式）」により速やかに通知します。
- エ 都は、特に必要があると認めるときは、当該補助事業者の氏名又は名称及び取消しに係る事由の内容を公表することがあります。
- オ 都は、取消しをした場合、既に当該取消しに係る部分に対する補助金の支払をしているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとします。
- カ 補助事業者は、補助金の返還を都から命じられた場合は、補助金の受領日から納付日までの期間に応じて、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合（年当たりの場合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額を、違約加算金（百円未満の場合を除く。）として併せて納付しなければなりません。
- キ 補助事業者は、都が定めた期日までに返還に係る補助金を納付しなかった場合は、その遅滞した日数に応じて、前項に準じて計算した延滞金を納付しなければなりません。
- ク 補助事業者が、延滞金の納付を命じられた場合において、返還を命じられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とします。
- ケ 補助事業者は、この補助金の返還を命じられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しなかった場合において、同種の事業について交付する補助金があるときは、未納付額の限度においてその補助金の交付を一時停止し、又はその補助金と未納付額とを相殺するものとします。
- コ 都は、天災地変その他の事情の変更により特別の必要が生じたと認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとします。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではありません。

6 財産処分の制限等

(1) 財産処分の制限（交付要綱第 17 条）

ア 補助事業者は、補助事業により取得した財産（以下「取得財産等」といいます。）の処分（補助金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。）に関して、次の事項を守らなければなりません。

- ① 取得財産等については、減価償却資産の耐用年数等による省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められた耐用年数の期間（以下「法定耐用年数の期間」といいます。）において、その効率的な運用を図ることとし、処分してはなりません。
- ② 法定耐用年数の期間内に、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が 1 件当たり 50 万円以上のもの処分をしようとする場合は、「取得財産等処分承認申請書（第 15 号様式）」により都の承認を受けてください。

イ 都は、財産処分の承認をしようとする場合は、取得財産等の所有権を持つ補助事業者に対し、補助金等交付財産の財産処分承認基準（平成 26 年 4 月 1 日付 26 都環公総地第 6 号）第 3 2 に規定する方法により算出した額（以下「算出金」といいます。）を請求するものとします。

ウ 算出金の請求を受けた補助事業者は、これを都に返還しなければなりません。

エ 都は、補助事業者から算出金が納付され、「取得財産等処分承認申請書（第 16 号様式）」の承認をしたときには、「取得財産処分承認通知書（第 17 号様式）」により補助事業者へ通知するものとします。

(2) 補助事業完了後の所有者の変更（交付要綱第 18 条）

ア 前条第 2 項ただし書に規定する期間において、事業譲渡、法人の解散若しくは清算又は倒産その他のやむを得ない事由により取得財産等の所有者が変更するに至った場合は、あらかじめ、所有者変更承認申請書（別記第 18 号様式）を都へ提出し、その承認を受けなければなりません。

イ 都は、前項の申請があった処分を承認したときは、速やかに所有者変更承認通知書（別記第 19 号様式）により、当該申請をした者に通知するものとします。

ウ 前項に規定する通知のあった後は、補助事業者における補助金の交付に伴う全ての条件、義務等は、当該変更後の所有者（以下「変更後所有者」といいます。）に移転するものとし、当該変更後は、当該条件、義務等に係るこの要綱の規定中「補助事業者」とあるのは「変更後所有者」と読み替えて、当該各規定を適用します。

(3) 帳簿の保存（交付要綱第 19 条）

補助事業者は、補助事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助事業の完了した日の属する都の会計年度の終了の日から、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）別表第 1 に掲げる耐用年数の期間を経過するまでの期間保存するものとします。

7 様式一覧表

様式番号	様式名（略称）
第1号様式	補助金交付申請書
第1号様式別紙	設置計画
第1号様式の2	誓約書
第2号様式	補助金交付決定通知書
第3号様式	補助金不交付決定通知書
第4号様式	補助金交付申請撤回届出書
第5号様式	補助事業承継承認申請書
第6号様式	補助事業承継（承認・不承認）通知書
第7号様式	補助事業（変更、中止・廃止）承認申請書
第8号様式	補助事業（変更、中止・廃止）承認通知書
第9号様式	補助金変更交付決定通知書
第10号様式	事業者情報の変更届出書
第11号様式	事故報告書
第12号様式	実績報告書
第12号様式別紙	設置場所及び安全機器の一覧表
第13号様式	補助金確定額通知書
第14号様式	請求書
第15号様式	補助金交付決定取消通知書
第16号様式	財産処分承認申請書
第17号様式	財産処分承認書
第18号様式	所有者変更承認申請書
第19号様式	所有者変更（承認・不承認）通知書

第4章 提出書類一覧表

1 補助金交付申請時の提出書類

提出書類	注意点	法人	個人 事業主
交付申請書（第1号様式）	様式は環境局ホームページからダウンロードしてください。	○	○
誓約書（第1号様式の2）		○	○
設置計画（第1号様式別紙）	設置計画には、流出防止措置済のものも含め、浸水のおそれのある全ての設置場所の記載をお願いします。	◎	◎
見積書（写し）	経費の区分ごとの明細の記載及び見積を行った事業者の印を要します。 <ul style="list-style-type: none"> ・「一式」表記は不可、経費の区分ごとの記載としてください。 ・補助対象事業の実施に直接関係のない経費は含めないでください。 ・値引きは行わないでください。 	○	○
支払金口座情報登録依頼書 （支払金口座振替依頼書）	<u>東京都に未登録の場合に限ります。</u> 手書きが可能な支払金口座振替依頼書の利用も可能です。 （様式は会計管理局ホームページからダウンロードしてください。）	○	○
印鑑証明書（原本）	発行日から3か月以内のものに限ります。	○	○
返信用封筒	長形3号程度（郵券貼付は不要。） 郵便番号、住所及び氏名を記載してください。	○	○

○…提出が必要 ×…提出が不要 ◎…電子データも提出

2 補助事業完了時の提出書類

提出書類	注意点	法人	個人事業主
実績報告書（第 12 号様式）	様式は環境局ホームページからダウンロードしてください。	○	○
領収書（写し）、又は補助事業費報告書	銀行振込明細書でも可 自ら施工した場合は、補助事業費報告書	○	○
設置場所及び安全機器の一覧表（第 12 号様式別紙）	様式は環境局ホームページからダウンロードしてください。	◎	◎
設置前後の写真	原則として、電子データで提出してください。（印刷は不要）	◎	◎
交付決定額から変更があった場合は補助対象経費に係る内訳が確認できる書類（写し）	申請時の見積書と同等の記載内容としてください。（再見積書、又は請求明細書等）	○	○
返信用封筒	長形 3 号程度（郵券の貼付は不要です。） 郵便番号、住所及び氏名を記載してください。	○	○

○…提出が必要 ×…提出が不要 ◎…電子データも提出

3 交付請求時の提出書類

提出書類	注意点	法人	個人事業主
請求書（第 14 号様式）	様式は環境局ホームページからダウンロードしてください。	○	○
支払金口座振替依頼書	申請時に支払金口座振替依頼書を提出した方は、提出不要です。 申請時に支払金口座情報登録依頼書を提出した方は、確定通知に同封の依頼書を複写（コピー）し記入・押印の上、提出してください。 既に東京都に登録のある方は、依頼書を複写（コピー）し記入・押印の上、提出してください。	○	○

○…提出が必要 ×…提出が不要 ◎…電子データも提出

第5章 様式記入例



第1号様式

令和〇年〇月〇日

東京都知事 殿

個人事業主様の場合

住 所 住民票の住所
(事務所所在地)

氏名又は名称 個人名(屋号)

代表者氏名 空欄

(申請者)

住 所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

氏名又は名称 株式会社 〇〇〇〇

代表者氏名 代表取締役社長 〇〇 〇〇



東京都LPガス事故防止に関する安全機器普及促進事業に係る補助金交付申請書

東京都LPガス事故防止に関する安全機器普及促進事業補助金交付要綱第4条第1項の規定に基づき、標記補助金の交付について、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助対象事業の目的及び内容

東京都内における自然災害発生時のLPガスによる二次災害発生未然防止を図るため、LPガス事故防止に関する安全機器の普及を目的とする。

2 補助対象事業の完了予定日

令和5年9月30日

3 交付申請額

金 600,000円

正社員数(事業主、アルバイトは含まない。)

4 事業等の概要

登録番号	13A0000	資本金又は出資金	1,000万円	従業員数	2人
補助対象機器の設置場所	別紙のとおり				

5 補助対象機器の内容

安全機器の種類	別紙のとおり
メーカー名、品番又は型式	
数量	

6 経費配分

(消費税及び地方消費税を除く。)

経費区分	金額
補助対象経費	900,000円
補助	600,000円
差引き(事業者負担)	300,000円

事務担当者

所属部署	〇〇課 〇〇
住 所	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
電話番号	03-XXXX-XXXX

補助対象経費に、小規模事業者等:2/3、その他:1/2を乗じてください。(1円未満は切り捨て)

担当者名の記入をお願いします。

整理番号

誓約書

東京都知事 殿

東京都LPGガス事故防止に関する安全機器普及促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第4条第1項の規定に基づく補助金の交付の申請を行うに当たり、次の各号に掲げる事項について誓約いたします。

一 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について（令和3年6月18日付20210531保局第5号）9.（2）③(i)又は(ii)の基準により流出防止等の措置を行う際に使用する機器について、1メートル以上の浸水のおそれがある地域（都内に限る。）における全ての一般消費者等への供給設備（既設のものに限る。）に設置するよう努めること。

二 当該申請により補助金の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。

また、この誓約に違反又は相違があり、要綱第16条第1項の規定により補助金の交付決定の取消しを受けた場合において、補助金の返還を命じられたときは、これに異議なく応じること。

あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団又は暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意すること。

令和〇年〇月〇日

申請日と同日と
してください。

住 所

東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

氏 名 〇〇〇〇株式会社

代表取締役社長 〇〇 〇〇

押印不要

- * 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- * この誓約書における「暴力団関係者」とは、次の者をいう。
 - ・ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
 - ・ 暴力団員を雇用している者
 - ・ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
 - ・ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

事業者名 株式会社 ○○○○

整理番号	設置場所 (区市町村名)	設置場所 (町丁目番号:全角)	機器種類	メーカー名	品番等	数量	設置予定日	備考
1	○○区	○-○-○	ベルト	(株)○○	000-00	2	2023/6/30	
2	○○区	○-○-○	ベルト	(株)○○	000-00	2	2023/6/30	
3	○○区	○-○-○	ベルト	(株)○○	000-00	2	2023/6/30	
4	○○区	○-○-○	ベルト	(株)○○	000-00	2	2023/6/30	
5	○○区	○-○-○	ベルト	(株)○○	000-00	2	2023/6/30	
6	△△区	△-△-△	鉄鎖	(株)○○	000-00	2	2023/8/31	
7	△△区	△-△-△	鉄鎖	(株)○○	000-00	2	2023/8/31	
8	△△区	△-△-△	鉄鎖	(株)○○	000-00	2	2023/8/31	
9	△△区	△-△-△	鉄鎖	(株)○○	000-00	2	2023/8/31	
10	△△区	△-△-△	鉄鎖	(株)○○	000-00	2	2023/8/31	
11	□□市	□-□	容器収納庫	(株)○○	000-00	1	2023/10/31	
12	□□市	□-□	容器収納庫	(株)○○	000-00	1	2023/10/31	
確定通知後に設置開始していただきますので、設置予定日は、半月程度をゆとりをみて記載してください。 また、令和6年度申請は、6月1日までに設置を終えるよう計画をお願いします。								

※1メートル以上の浸水のおそれがある地域(都内に限る。)における一般消費者等への供給設備(既設のものに限る。)の設置場所を全て記載すること。

※次回以降の申請とする設置場所については、備考欄に「次回申請」と記載すること。

整理番号は、自社の管理番号でも結構です。(重複に注意してください。)

措置済、次回申請は、別紙(シート)を分けて記載してください。

事業者名 株式会社 ○○○○

整理番号	設置場所 (区市町村名)	設置場所 (町丁目番号:全角)	機器種類	メーカー名	品番等	数量	設置予定日	備考
13	○○区	○-○-○	ベルト					措置済
14	○○区	○-○-○	ベルト					措置済
15	△△区	△-△-△	鉄鎖					措置済
16	△△区	△-△-△	鉄鎖					措置済
17	□□市	□-□	容器収納庫					措置済

見積書（写し）の例

1 設置工事等を委託する場合（ベルト・チェーン）

	あて名(通常は申請者となります。)		タイトルは「見積書」 となります。	No. XXXX-XXXX	
株式会社〇〇〇〇様				令和〇年〇月〇日 〇〇〇〇株式会社	
見積書					
件名	LP 容器固定ベルト取付				
納期	令和〇年〇月〇日	有効期限	令和〇年〇月〇日		
見積金額（税込）	¥〇〇〇, 〇〇〇（10%消費税¥〇〇〇）				
品名・型式	数量	単位	単価	金額	備考
設備費					
容器ベルト（シングル）	50	本	1,000	50,000	
容器ベルト（ダブル）	25	本	1,000	25,000	
容器チェーン	10	本	1,000	10,000	
設置工事費					
容器ベルト取付作業	75	件	3,000	225,000	
容器チェーン取付作業	10	件	3,000	30,000	
合計					

2 設置工事等を委託する場合（容器収納庫）

				No. XXXX-XXXX	
株式会社〇〇〇〇様				令和〇年〇月〇日 〇〇〇〇株式会社	
見積書					
件名	LP 容器収納庫設置				
納期	令和〇年〇月〇日	有効期限	令和〇年〇月〇日		
見積金額（税込）	¥〇〇〇, 〇〇〇（10%消費税¥〇〇〇）				
品名・型式	数量	単位	単価	金額	備考
設備費					
容器収納庫	5	台	171,000	855,000	
設置工事費					
容器収納庫設置作業	5	件	40,000	200,000	
合計					

3 設置工事等を自ら実施する場合：設置工事と設備の**見積書は2枚に分けて**ください。

○設置工事分の見積書の例

	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;"> あて名(東京都知事あてとしてください。) </div>	No. XXXX-XXXX 令和○年○月○日 □□□□株式会社			
東京都知事 様	見積書	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;"> 直営工事の場合は申請者となります。 </div>			
件名	LP 容器固定ベルト取付				
納期	令和○年○月○日				
見積金額 (税込)	¥○○○, ○○○ (10%消費税 ¥○○○)				
品名・型式	数量	単位	単価	金額	備考
設置工事費					
容器ベルト取付作業	50	件	2,700	135,000	利益排除後
容器チェーン取付作業	5	件	2,700	13,500	利益排除後
合計					

※利益排除について、原価を証明できない場合は、直近年度の決算報告書（単独の損益計算書）を添付してください。

利益排除の説明書の例

利益排除説明書（工事費）

工事費 = 市場価格 × (1 - 自社又は調達先の売上総利益率)

$$3,000\text{円/件} \times (1 - (10,000,000/30,000,000)) = \underline{2,000\text{円/件}}$$

利益排除説明書（工事費）

原価表 1人工：10,000円 諸経費（車両・燃料・事務）：2,500円

合計：12,500円/日

1日の施工件数：5件/日

$$12,500\text{円} \div 5\text{件} = \underline{2,500\text{円/件}}$$

利益排除説明書（工事費）

人件費 = 時間単価^{※1} × (作業) 時間数^{※2}

※1 人件費時間単価 = (年間総支給額 + 年間法定福利費) ÷ 年間理論総労働時間

※2 時間数 業務日誌等により、平均的な作業時間を把握し算出

人件費総額：20,000,000円 従業員数：4人 年間総労働時間：235日 × 8時間

施工時間：8件/日（8時間）

$$20,000,000\text{円} \div 4\text{人} \div 1,880\text{時間} = \underline{2,660\text{円/件}}$$

○設備分の見積書の例

	あて名(通常は申請者となります。)	No. XXXX-XXXX 令和○年○月○日 □□□□株式会社			
株式会社○○○○様		通常は資材店名 となります。			
見積書					
件名	LP 容器ベルト・チェーン				
納期	令和○年○月○日	有効期限	令和○年○月○日		
見積金額(税込)	¥○○○, ○○○ (10%消費税 ¥○○○)				
	数量	単位	単価	金額	備考
設備費					
容器ベルト (シングル)	50	本	1,000	50,000	
容器ベルト (ダブル)	25	本	1,000	25,000	
容器チェーン	10	本	1,000	10,000	
合計					

支払金口座振替依頼書・支払金口座情報登録依頼書の例

○支払金口座振替依頼書：通常はこちらを使用してください。

支払金口座振替依頼書（口座情報払・手書き用）記入例

※ 注意

- 手書きで作成する場合は、黒色のボールペンで正確に記入してください。
- この依頼書をご使用されますと、初回の支払請求時に限り、「支払金口座振替依頼書(口座情報払用)」の提出が省略できます。

① 依頼人

- 住所、氏名、電話番号を記入してください。
- 法人の場合は、法人名及び代表者職・氏名を記入してください。
- 契約書・請求書と同一の印鑑で押印してください。

② 金融機関名・支店名・預金種目・口座番号

- 全国銀行資金決済ネットワークを利用している、全国の金融機関の登録が可能です。
- 「銀行・信用金庫・信用組合・農協」及び「本店・支店」に該当しない場合は、○をつけずに、名称をすべて記入してください。

③ 口座名義人

- 預金通帳等の表紙裏面のカナ口座名義人を転記してください。
- 英数字や記号はカナに直さず、そのとおりに転記してください。
- 〈使用可能文字は、カタカナ、数字、アルファベット、スペース、ピリオド、左括弧、右括弧、ハイフン、スラッシュ、カンマです。〉
- 法人の場合は、法人略語を使用してください(「株式会社」→「カ」等)。
- カナ口座名義人が不明な場合は、金融機関へお問い合わせください。

【提出先】 請求書提出先の東京都の事業所等
(記入用紙ダウンロード先) <http://www.kaikeikanri.metro.tokyo.lg.jp>

【リンク先】 トップページ 都税などの納付・契約代金などの受取 東京都から支払を受ける皆様へ

略語	略語	略語	略語	略語	略語
株式会社	カ	学校法人	ガク	地方独立行政法人	チク
有限会社	ヨ	司法書士法人	シク	社会保険労務士法人	ロム
合資会社	シ	社会福祉法人	ソク	医療法人	イ
合名会社	ナ	更生保護法人	コク	医療法人財団	イ
非営利法人	ヘン	特定非営利活動法人	トク	社会医療法人	イ
宗教法人	リウ	農事組合法人	ノウ	社団法人	シヤ
行政書士法人	キョ	独立行政法人	トク	公益社団法人	シヤ
相互会社	ミ	管理組合法人	カン	一般社団法人	シヤ

○支払金口座情報登録依頼書：こちらの様式も使用できますが、登録後、振替依頼書の原紙を交付します。請求時に改めて依頼書の提出いただきます。

支払金口座情報登録依頼書（新規）記入例

※ 注意

- 手書きで作成する場合は、黒色のボールペンで正確に記入してください。
- 口座は4口まで登録できます。

① 依頼人

- 住所、氏名を記入してください。
- 法人の場合は、法人名及び代表者職・氏名を記入してください。
- 契約書・請求書と同一の印鑑で押印してください。

② フリガナ、氏名又は法人名

- 法人の場合は、法人名のみ記入してください。
- 支社・営業所名等で請求する場合は、支社・営業所名等まで記入してください。
- 法人名等が25文字以上の場合は、24文字まで記入してください。

③ 金融機関名・支店名・預金種目・口座番号

- 全国銀行資金決済ネットワークを利用している、全国の金融機関の登録が可能です。
- 「銀行・信用金庫・信用組合・農協」及び「本店・支店」に該当しない場合は、○をつけずに、名称をすべて記入してください。
- 必ず預金通帳等で内容を確認してください。

④ 口座名義人

- 預金通帳等の表紙裏面のカナ口座名義人名を転記してください。
- 英数字や記号はカナに直さず、そのとおりに転記してください。
- (使用可能文字は、カタカナ、数字、アルファベット、スペース、ピリオド、左括弧、右括弧、ハイフン、スラッシュ、カンマです。)
- 法人の場合は、法人略語を使用してください(「株式会社」→「カ」等)。
- カナ口座名義人が不明な場合は、金融機関へお問い合わせください。

【提出先】 請求書提出先の東京都の事業所等
(記入用紙ダウンロード先) <http://www.kaikeikanri.metro.tokyo.lg.jp>

【リンク先】 トップページ 都税などの納付・契約代金などの受取 東京都から支払を受ける皆様へ

略語	略語	略語	略語	略語	略語
株式会社	カ	学校法人	ガク	地方独立行政法人	チク
有限会社	ヨ	司法書士法人	シク	社会保険労務士法人	ロム
合資会社	シ	社会福祉法人	ソク	医療法人	イ
合名会社	ナ	更生保護法人	コク	医療法人財団	イ
非営利法人	ヘン	特定非営利活動法人	トク	社会医療法人	イ
宗教法人	リウ	農事組合法人	ノウ	社団法人	シヤ
行政書士法人	キョ	独立行政法人	トク	公益社団法人	シヤ
相互会社	ミ	管理組合法人	カン	一般社団法人	シヤ

ダウンロード <https://www.kaikeikanri.metro.tokyo.lg.jp/keiyaku.htm>

第4号様式

令和〇年〇月〇日

東京都知事 殿

(申請者)

住 所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
氏名又は名称 株式会社 〇〇〇〇
代表者氏名 代表取締役社長 〇〇 〇〇

東京都LPガス事故防止に関する安全機器普及促進事業に係る補助金交付申請撤回届出書

令和〇年〇〇月〇〇日付 〇環改保第〇〇〇〇号をもって交付決定通知を受けた補助金に係る標記事業について、補助金の交付申請を下記のとおり撤回したいので、東京都LPガス事故防止に関する安全機器普及促進事業補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 交付決定番号

〇環改保第XXXX号

2 交付申請年月日

令和〇年〇月〇日

3 撤回の理由

廃業のため

事務担当者

所属部署	〇〇課
住 所	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
電話番号	03-XXXX-XXXX

整理番号



第5号様式

令和〇年〇月〇日

東京都知事 殿

(申請者)

住 所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
 氏名又は名称 株式会社 〇〇〇〇
 代表者氏名 代表取締役社長 〇〇 〇〇



東京都LPガス事故防止に関する安全機器普及促進事業に係る補助事業承継承認申請書

令和〇年〇〇月〇〇日付 〇環改保第〇〇〇〇号をもって交付決定通知を受けた補助金に係る標記事業について、補助事業者の地位を承継し、当該補助事業を継続して実施したいので、東京都LPガス事故防止に関する安全機器普及促進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 交付決定番号

〇環改保第XXXX号

2 承継の理由

液化石油販売事業を承継したため

3 事業承継の根拠資料

別紙届出書(副)のとおり

都に受理された液石法の届出書の写しを添付してください。

4 事業を承継する者

住所又は所在地	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
氏名又は名称	〇〇〇〇株式会社
代表者氏名	代表取締役社長 〇〇 〇〇
電話番号	03-XXXX-XXXX

申請者と同じとしてください。

事務担当者

所属部署	〇〇課
住 所	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
電話番号	03-XXXX-XXXX

整理番号	
------	--



第7号様式

令和〇年〇月〇日

東京都知事 殿

(申請者)

住 所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
氏名又は名称 株式会社 〇〇〇〇
代表者氏名 代表取締役社長 〇〇 〇〇



東京都LPガス事故防止に関する安全機器普及促進事業に係る補助事業
(変更、中止・廃止) 承認申請書

令和〇年〇〇月〇〇日付 〇環改保第〇〇〇〇号をもって交付決定通知を受けた補助金に係る標記事業について、内容に変更等が生じたので、東京都LPガス事故防止に関する安全機器普及促進事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり変更等の承認を申請します。

記

1 補助金の交付申請額の変更

(変更前) 金 600,000円
(変更後) 金 900,000円
(増減) 金 300,000円

補助事業に要する経費の配分、内容の変更であっても、軽微なものについては、申請は不要です。

2 補助事業の変更等の内容

変更等の事項	変更等の前	変更等の後
機器の種類	鉄鎖2本	容器収納庫1基

3 変更等を必要とする理由

設置に当たり、消費者宅への事前説明時に、穴あけ不可の申し出があったため。

事務担当者

所属部署	〇〇課
住 所	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
電話番号	03-XXXX-XXXX

整理番号



第 10 号様式

東京都知事 殿

社名変更に伴い、
代表者印が変更となる場合は、
変更後の実印をお願いします。

令和〇年〇月〇日

(申請者)

住 所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
氏名又は名称 株式会社 〇〇〇〇
代表者氏名 代表取締役社長 □□ □□



東京都LPガス事故防止に関する安全機器普及促進事業に係る事業者情報の変更届出書

令和〇年〇〇月〇〇日付 〇環改保第〇〇〇〇号をもって交付決定通知を受けた補助金に係る標記事業について、事業者情報に変更が生じたので、東京都LPガス事故防止に関する安全機器普及促進事業補助金交付要綱第 11 条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 交付決定番号

〇環改保第 XXXX 号

2 変更の内容

代表者の変更

変更後 代表取締役社長 □□ □□

変更前 代表取締役社長 〇〇 〇〇

事務担当者

所属部署	〇〇課
住 所	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
電話番号	03-XXXX-XXXX

整理番号

令和〇年〇月〇日

東京都知事 殿

(申請者)

住 所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
氏名又は名称 株式会社 〇〇〇〇
代表者氏名 代表取締役社長 〇〇 〇〇

東京都 L P ガス事故防止に関する安全機器普及促進事業に係る事故報告書

令和〇年〇〇月〇〇日付 〇環改保第〇〇〇〇号をもって交付決定通知を受けた補助金に係る標記事業について、東京都 L P ガス事故防止に関する安全機器普及促進事業補助金交付要綱第 12 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 交付決定番号

〇環改保第 XXXX 号

2 事故の内容及び原因

本補助金により設置した容器収納庫の鍵が壊され、50kg 容器 2 本が盗難にあった。

3 事故に対する措置

警察に通報し、法に基づく事故報告書を提出

4 事故が補助事業に及ぼすおそれがある影響

鍵の修理に係る自己負担額が生じるおそれ

事務担当者

所属部署	〇〇課
住 所	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
電話番号	03-XXXX-XXXX

整理番号



第 12 号様式

令和〇年〇月〇日

東京都知事 殿

実印は申請書のものと同じ
ものを使用してください

(申請者)

住 所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
氏名又は名称 株式会社 〇〇〇〇
代表者氏名 代表取締役社長 〇〇 〇〇



東京都 L P ガス事故防止に関する安全機器普及促進事業に係る実績報告書

令和〇年〇〇月〇〇日付 〇環改保第〇〇〇〇号をもって交付決定通知を受けた補助金に係る標記事業の実績については、東京都 L P ガス事故防止に関する安全機器普及促進事業補助金交付要綱第 13 条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の内容及び成果

L P ガス事故防止に関する安全機器の導入が進むことにより、自然災害発生時の L P ガスによる二次災害発生の未然防止に寄与する。

2 補助事業の完了日

令和 5 年 9 月 30 日

3 補助金の交付決定額

金 600,000 円

交付決定通知額(事業開始前)を記入してください

4 補助対象機器の内容

安全機器の種類	別紙のとおり
メーカー名、品番又は型式	
数量	

実績額(事業完了後)を記入してください

5 経費配分

(消費税及び地方消費税を除く。)

経費区分	金額
補助対象経費	900,000 円
補助	600,000 円
差引き(事業者負担)	300,000 円

事務担当者

所属部署	〇〇課
住 所	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
電話番号	03-XXXX-XXXX

整理番号

設置前後の写真の例

○撮影方法

原則として、デジタルカメラやスマートフォンのカメラを使用してください。

可能な限り設置前後の撮影位置・方向、構図を合わせて撮影してください。

撮影年月日を電子的に写し込む、又は日付入り看板を写し込むなどして、撮影年月日を記録してください。やむを得ない場合は、電磁的記録（ファイルのプロパティ）でも可とします。

容器収納庫の場合は、製品の型式等が分かる銘版等の写真も別途撮影してください。

○原則として、電子データでの提出をお願いします。

ファイル名の付与方法は次のとおりとしてください（漢字は全角、数字は半角）。

<設置前>

整理番号+-（ハイフン）+1（設置前）.jpg

<設置後>

整理番号+-（ハイフン）+2（設置後）又は3（容器収納庫の場合は銘板）.jpg

整理番号1の設置前のファイル名の例：001-1.jpg

整理番号1の設置後のファイル名の例：001-2.jpg

整理番号1の設置後の容器収納庫銘板のファイル名の例：001-3.jpg

○やむをえず、紙の写真帳で整理する場合は、次のように表形式で作成してください。

整理番号	設置前	設置後
1		

領収書（写し）の例

1 設置工事等を委託した場合

あて名(通常は申請者となります。) 株式会社〇〇〇〇様		タイトルは「領収書」となります。 領収書		令和〇年〇月〇日 〇〇〇〇株式会社	
領収金額(税込)	¥〇〇〇, 〇〇〇- (10%消費税¥〇〇〇)				
但し	LP 容器固定ベルト取付代として				
品名・型式		但し書きは、この支払が何の目的に沿ったものであるか確認できるよう明確に記入してもらってください。 (「お品代」のような漠然とした書き方は不可です。)			
設備費					備考
容器ベルト (シングル)	50	本	1,000	50,000	
容器ベルト (ダブル)	25	本	1,000	25,000	
容器チェーン	10	本	1,000	10,000	
設置工事費					
容器ベルト取付作業	50	件	3,000	150,000	
容器チェーン取付作業	5	件	3,000	15,000	
小計					
消費税					
合計					
内訳が、第12号様式別紙「設置場所及び安全機器の一覧表」と一致しているか、必ず確認してください。					

2 設置工事等を自ら実施した場合：事業費報告書と設備費領収書の2枚組となります。

No. XXXX-XXXX
令和〇年〇月〇日

東京都知事 様 □□□□株式会社

東京都LPガス事故防止に関する安全機器普及促進事業費報告書

件名	LP 容器収納庫の設置工事	直営工事の場合は申請者となります。
事業費（税込）	¥〇〇〇, 〇〇〇（10%消費税¥〇〇〇）	

品名・型式	数量	単位	単価	金額	備考
設置工事費					
容器収納庫設置作業	5	件	40,000	200,000	
小計					
消費税					
合計					

No. XXXX-XXXX
令和〇年〇月〇日

株式会社〇〇〇〇様 □□□□株式会社

領収書

領収金額（税込）	¥〇〇〇, 〇〇〇－（10%消費税¥〇〇〇）	債権者名・印（通常は委託先となります。）
但し	LP 容器収納庫代として	

品名・型式	数量	単位	単価	金額	備考
設備費					
容器収納庫	5	基	171,000	855,000	
小計					
消費税					
合計					

但し書きは、この支払が何の目的に沿ったものであるか確認できるように明確に記入してもらってください。（「お品代」のような漠然とした書き方は不可）

内訳が、第12号様式別紙「設置場所及び安全機器の一覧表」と一致しているか、必ず確認してください。

請 求 書

請求金額 金 600,000円

確定額通知書の日付と文書番号を記入してください。
(交付決定通知書ではありません。)

ただし、令和〇年〇〇月〇〇日付 〇環改保第〇〇〇〇号をもって額の確定通知のあった東京都LPガス事故防止に関する安全機器普及促進事業補助金を、東京都LPガス事故防止に関する安全機器普及促進事業補助金交付要綱第15条第2項の規定に基づき、上記のとおり請求します。

日付は、なるべく投函する日としてください。

令和〇年〇月〇日

東京都知事 殿

実印は申請書のものと同じものを使用してください

住 所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
氏名又は名称 株式会社 〇〇〇〇
代表者氏名 代表取締役社長 〇〇 〇〇

実印

(明 細)

事業名	東京都LPガス事故防止に関する安全機器普及促進事業
事業内容	都内における自然災害発生時のLPガスによる二次災害発生の未然防止を図るため、LPガス事故防止に関する安全機器を設置
補助金確定額	金 600,000円

支 払 金 口 座 振 替 依 頼 書 (口 座 情 報 払 用) 見 本

見 本

支 払 金 口 座 振 替 依 頼 書
(口 座 情 報 払 用)

東京都知事
依 頼 人 殿
住 所 〒 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
西新宿ビル1階
氏 名・法人名 (法人の場合は、法人名及び代表者職・氏名)

令和 元 年 5 月 7 日

印

金融機関への届出印ではなく、印鑑証明書と同一の印鑑で押印してください。

電話番号 03-5321-1111

東京都からの支払金については、下記の預金口座に振り込んでください。

(口座情報登録内容)

登録年月日 平成 28 年 1 月 1 日

口座情報コード 0 3 5 3 2 1 1 1 1 1 - 0 1 0 0
(口座指定番号) 変更回数

氏 名 株式会社 Tokyo 銀行サービス 888

金融機関名 0000 ××銀行

支 店 名 000 ××銀行

預 金 種 目 1 普通

口 座 番 号 014567

口座名義人 力) TOKYO トチョウサービス 888

* お問い合わせ

- 1 登録依頼のあった振込先口座の情報は、上記の枠内に表示の内容で登録されていますので、確認願います。
- 2 支払金の請求の際は、この「支払金口座振替依頼書(口座情報払用)」をコピーし、氏名・法人名欄に記名押印の上、請求書に添付してください。
- 3 押印に使用する印鑑は、契約書等の印鑑と同一のものを使用してください。

口座情報の登録完了後、東京都の事業所等から「支払金口座振替依頼書(口座情報払用)」を交付します。

登録内容の確認・依頼書の作成について

印字部分の内容をご確認後、「支払金口座振替依頼書(口座情報払用)」の写しを取り、氏名・法人名欄に記名押印してください。

※ 印字内容に誤りがありましたら、交付元の東京都の事業所等へご連絡ください。

※ 押印に使用する印鑑は、契約書等と同一のものを使用してください。

※ 黒色のボールペンで正確に記入してください。

※ 必ず、東京都が交付した「支払金口座振替依頼書(口座情報払用)」を使用してください。私製のものや印字部分を修正したものはご使用いただけません。

【提出先】 請求書提出先の東京都の事業所等

作成した「支払金口座振替依頼書(口座情報払用)」は、請求書に添付し、請求書提出先である東京都の事業所等へ提出してください。

(本資料の掲載元) <http://www.kaikeikanri.metro.tokyo.jp/keiyaku.htm>



第 16 号様式

令和〇年〇月〇日

東京都知事 殿

(申請者)

住 所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
氏名又は名称 株式会社 〇〇〇〇
代表者氏名 代表取締役社長 〇〇 〇〇



東京都LPガス事故防止に関する安全機器普及促進事業に係る財産処分承認申請書

標記事業に係る財産を、東京都LPガス事故防止に関する安全機器普及促進事業補助金交付要綱第17条第3項の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、承認されるよう申請します。

記

1 処分しようとする財産

別紙のとおり

2 処分の内容及び処分しようとする理由

消費者がLPガスから都市ガスに変更したため

3 処分しようとする財産に係る取得又は効用の増加に要した費用に関する明細

- (1) 取得金額 600,000円
- (2) 補助額 400,000円



第 18 号様式

令和〇年〇月〇日

東京都知事 殿

(申請者)

住 所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
氏名又は名称 株式会社 〇〇〇〇
代表者氏名 代表取締役社長 〇〇 〇〇



東京都LPガス事故防止に関する安全機器普及促進事業に係る所有者変更承認申請書

令和〇年〇〇月〇〇日付 〇環改保第〇〇〇〇号をもって交付決定通知を受けた補助金に係る標記事業について、取得財産の所有者を変更したいので、東京都LPガス事故防止に関する安全機器普及促進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第 18 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

なお、取得財産の所有者の変更に伴い、交付要綱に定められた補助金の交付に伴う全ての条件、義務等についても、変更後の所有者に移転することを承諾します。

記

1 変更後

補助事業者住所	東京都〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
フリガナ	〇〇〇〇カブシキガイシャ
補助事業者名	〇〇〇〇株式会社
電話番号	042-XXX-XXXX

2 変更前

補助事業者住所	東京都□□区□□町□丁目□番□号
フリガナ	カブシキガイシャ □□□□
補助事業者名	株式会社 □□□□
電話番号	03-XXXX-XXXX

3 変更の理由

事業承継のため

4 変更年月日

令和〇年〇月〇日

事務担当者

所属部署	〇〇課
住 所	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
電話番号	03-XXXX-XXXX

整理番号

(備考) 変更後の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し（発行後 3 か月以内のもの）を併せて提出すること。

改定履歴

- 令和5年4月1日 制定
- 令和5年4月24日 p.11 申請受付期間の記述を p.3 に合わせ
p.13 ほか 電子データの提出が必要な書類を第1号様式別紙、
第12号様式別紙のみに限定
記入例（第1号様式、第1号様式別紙）に補足説明を追加
- 令和5年6月5日 p.23 表中「第5号様式」→「第12号様式」に訂正
p.23 表中「別紙」→「第12号様式別紙」と追記
p.23 表中「設置前後の写真」の印刷は不要な旨追記
p.23 3 交付請求時の提出書類を追加
記入例（第1号様式別添）に補足説明を追加
記入例（第12号様式別添）に領収書の例を追加
記入例（第14号様式別添）を追加
- 令和5年6月15日 記入例（第1号様式別添）に補足説明を追加
記入例（第12号様式）に補足説明を追加
記入例（第12号様式別添）の説明を修正
記入例（第14号様式別添）に補足説明を追加
- 令和5年7月24日 記入例（第1号様式）に補足説明を追加
記入例（第1号様式別添）に補足説明を追加
記入例（第1号様式の2）に事業者名を追加
記入例（第12号様式別添）の説明を修正
- 令和5年10月20日 記入例（第12号様式）に補足説明を追加
- 令和5年12月28日 記入例（第1号様式別添）の見積書の例を修正
- 令和6年3月21日 令和6年度事業向けに改定（添付書類の簡素化等）

【お問い合わせ先】

〒103-0026

東京都中央区日本橋兜町 13-2 兜町偕成ビル本館 7 階

株式会社エフ・ユー 東京都補助事業担当

電話番号 03-6231-0575

電子メール lpq.business@fyou-lpq.jp

URL <https://f-you.co.jp/>